

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん きょうしよくいんたいおうようりょう
障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領
りゆういじこう
における留意事項

へいせい ねん がつ にち
平成29年 4月 1日
きょう いく ほん ぶ ちょう
教 育 本 部 長

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん きょうしよくいんたいおうようりょうだい じょうおよ
障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領第6条及び
だい じょう さだ りゆういじこう い か
第7条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

だい ふとう さべつてきとりあつか あ え ぐたいれい だい じょうかんけい
第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第6条関係）

たいおうようりょうだい じょうだい こうおよ だい こう ふとう さべつてきとりあつか そうどう
対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当す
いな こべつ じあん ほんだん ふとう さべつてきとり
るか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取
あつか あ え ぐたいれい つぎ
扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

つぎ かか ぐたいれい せいとう りゆう そんざい ぜんてい
なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、
つぎ かか ぐたいれい い がい ふとう さべつてきとりあつか がいとう
また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあること
りゆうい
に留意すること。

- しょうがい りゆう じゅけん きよひ
○ 障害があることを理由に受験を拒否すること
- しょうがい りゆう にゅうがく きよひ
○ 障害があることを理由に入学を拒否すること
- しょうがい りゆう じゅぎょうじゅこう きよひ
○ 障害があることを理由に授業受講を拒否すること
- しょうがい りゆう けんきゅうしどう きよひ
○ 障害があることを理由に研究指導を拒否すること
- しょうがい りゆう じっしゅう けんしゅう とう さんか きよひ
○ 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否す
ること

- しょうがい りゆう じ むまどぐちとう たいおうじゅんじょ れつご
○ 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること
- しょうがい りゆう しきてん ぎょうじ せつめいかい しゅつせき きよひ
○ 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否
すること

- しょうがい りゆう がくせいりょう にゅうきよ きよひ
○ 障害があることを理由に学生寮への入居を拒否すること
- しょうがい りゆう しせつとう りょう ていきょう きよひ
○ 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- しゅわつうやく じょうほう ほしょうしゅだん ようい
○ 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意
りゆう しょうがい がくせいとう じゅぎょうじゅこう けんしゅう こうしゅう
できないからという理由で、障害のある学生等の授業受講や研修、講習、

じっしゅうとう さんか きよひ
実習等への参加を拒否すること

しけんとう ごうりてきはいりよ う りゆう ひょうか さ
○試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること

だい ごうりてきはいりよ がいとう え はいりよ ぐたいれい だい じょうかんけい
第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第7条関係）

ごうりてきはいりよ しょうがいしゃとう りよう そうてい じぜん おこな けんちくぶつ
合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフ
か ひつよう じんざい はいち じょうほう こうじょうとう かんきょう せいび きそ
リー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎
として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置であ
る。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や
しゃかいてきしょうへき じょきよ もと ぐたいてきじょうきょうとう おう こと たよう こべつせい
社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性
がたか とうがいしょうがいしゃ げん お じょうきょう ふ しゃかいてきしょうへき
高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁
じょきよ しゅだんおよ ほうほう ひつよう ごうりてき はんい じゅうなん たいおう
の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応
する必要がある。具体的な合理的配慮の決定に当たっては、申請された配慮の必
ひつよう ぐたいてき ごうりてきはいりよ けつてい あ しんせい はいりよ ひつ
要性及び他の学生との公平性の検討が重要となるため、必要に応じて根拠資料
しょうがいしゃ てちょう しんだんしょ がくないがい せんもんか しょけんとう ていしゅつ もと
（障害者手帳、診断書、学内外の専門家の所見等）の提出を求め、それに基づ
く配慮の決定を行うものとする。

ごうりてきはいりよ がいとう え はいりよ ぐたいれい つぎ か じゅう
合理的配慮に該当し得る配慮の具体例は次のとおりであるが、これらには過重
ふたん そんざい ぜんてい つぎ かか ぐたいれい いがい ごうりてきはいりよ
な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮
たすうそんざい りゅうい
は多数存在することに留意すること。

ぶつりてきかんきょう はいりよ ぐたいれい
(物理的環境への配慮の具体例)

くるまい すりようしゃ あ とう ほじよ また だんさ けいたい
○車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープ
わた
を渡すこと

としょかん しつ じっけん じっしゅうしつとう しせつ せつび た がくせいとう どうよう
○図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様
りよう かいぜん
に利用できるように改善すること

いどう こんなん がくせいとう ふだん りよう きょうしつ ちか いち ちゅうしゃ
○移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車
じょう かくほ
場を確保すること

はいかだな たか ところ お としょ とう と わた としょ
○配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパ
んフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること

しょうがいとくせい じゅぎょうちゅう ひんかい りせき ひつよう がくせいとう ざせきい ち
○障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置

でいりぐち ふきん かくほ
を出入口の付近に確保すること

いどう こんなん がくせいとう さんか じゅぎょう しょう きょうしつ
○移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスし

ばしょ へんこう
やすい場所に変更すること

えき ひろうじょうたい しょうがいしゃ きゅうけい もう で たい きゅうけい かのう かんきょう かく
○易疲労状態の障害者からの休憩の申し出に対し、休憩が可能な環境の確保に努めること

い し そつう はいりよ ぐたいれい
(意思疎通の配慮の具体例)

じゅぎょう じっしゅう けんしゅう ぎょうじとう きかい しゅわつうやく
○授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノート
テイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を可能な限り行
うこと

き と りかい はっせい はつごとう こんなん しめ がくせいとう ひつよう
○ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要な
コミュニケーション上の配慮を行うこと

きょうかしょ きょうざいとう いんさつぶつ がくせいとう ようぼう おう
○シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応
じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること

でんじ かくだいしりょうとう ていきょう
○聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材
に字幕を付与して用いること

じゅぎょうちゅうきょういん しょう しりょう じぜん ていきょう じぜん いちどく よ
○授業中 教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みや
すい形式に変換したりする時間を与えること

じむ てつづ さい きょうしよくいん しえんがくせい ひつようしよるい だいひつ おこな
○事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと

しょうがい がくせいとう しかくじょうほう ゆうい もの たい てつづ しんせい てじゅん
○障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を
矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること

かんせつてき ひょうげん つた ばあい ちよくせつてき ひょうげん つか せつめい
○間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明する
こと

こうとう しじ つた ばあい しじ しよめん つた
○口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること

じゅぎょう さんか ばあい はつげん はいりよ
○授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮を
したり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること

にゅうがくしけん ていき しけん じゅぎょうかんけい ちゅうい じこう しじ こうとう つた
○入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝える
だけでなく紙に書いて伝達すること

かんこう じゅうなん へんこう ぐたいれい
(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

にゅうがくしけん ていきしけん ここ がくせいとう しょうがいとくせい おう しけんじかん
○ 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間
えんちょう べつしつじゅけん しえんきき りょう てんじ かくだいもじ しょうみと
を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたり

すること

せいせきひょうか ほんらい きょういくもくひょう て あ こうへいせい そこ
○ 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない
はんい じゅうなん ひょうかほうほう けんとう
範囲で柔軟な評価方法を検討すること

がいぶ ひとびと た い きんし しせつとう かいじょしゃとう た い みと
○ 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認

めること

だいがくぎょうじ こうえん こうしゅう けんしゅうとう てきぎきゅうけい と みと
○ 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、
きゅうけいじかん えんちょう
休憩時間を延長したりすること

いどう こんなん がくせいとう はいりよ しゃりょうじょうこうばしょ きょうしつ でい ぐち ちか
○ 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い
ばしょ へんこう
場所へ変更すること

きょういくじっしゅうとう がくがいじっしゅう ごうりてきはいいりよ ていきょう かのう きかん じっ
○ 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能で可能な機関での実
しゅう みと
習を認めること

きょういくじっしゅうとう じっしゅうじゅぎょう じぜん じっしゅうしせつ けんかく おこな
○ 教育実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、
つうじょう くわ ていきょう
通常よりも詳しいマニュアルを提供すること

がいこくご むずか がくせいとう ひつす じゅぎょう
○ 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業
た けいたい じゅぎょう だいたい
を他の形態の授業に代替すること

しょうがい がくせいとう さんか じっけん じっしゅうとう
○ 障害のある学生等が参加している実験・実習等において、ティーチングアシ
とう はいち
スタント等を配置すること

とうもち じゅぎょう ろくおん みと
○ ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること

じゅぎょうちゅう と むずか がくせいとう ぼんしょう しゃしんさつえい
○ 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書等を写真撮影すること
さつえいたいしょう ししょう ばあい みと
を、撮影対象に支障がない場合には認めること

ふずいいうんどうとう とくてい さぎょう むずか しょうがいしゃ たい きょうしよくいん しえんがくせい
○ 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、教職員や支援学生
はいち さぎょう ほじょ おこな
を配置して作業の補助を行うこと

かんかくかびんとう がくせいとう
○ 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘ
ちやくよう みと
ッドフォンの着用を認めること

たいちょう わる とう ていしゅつきげん ま あ かのうせい たか
○ 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高
きげん えんちょう みと
いときに、期限の延長を認めること

- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること
- 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと
- 治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること
- 視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること